

## 須賀小学校地域拠点施設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮代町立須賀小学校（以下「須賀小学校」という。）に複数の機能を集約し、新たな地域の拠点として再整備を行うにあたり、その整備の方針を示す基本構想及び基本計画について検討するため、須賀小学校地域拠点施設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌するものとする。

- (1) 須賀小学校地域拠点施設の基本構想及び基本計画の検討に関すること。
- (2) 前号の事項に関連して町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 宮代町立須賀小学校PTAの役員
- (2) 宮代町立須賀中学校PTAの役員
- (3) 須賀地区連絡会の代表者
- (4) 須賀小学校通学区域内の自主防災組織の役員
- (5) 宮代町立須賀小学校長
- (6) 宮代町立須賀中学校長
- (7) 識見を有する者
- (8) 地域で活動する者
- (9) 須賀小学校通学区域内の商工業者
- (10) かえで児童クラブの関係者
- (11) 公募による市民（町内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。ただし、所掌事務の検討が終了したときは、解任されるものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員を解任するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、町職員に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(謝金)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を進呈することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育推進課及び宮代町立須賀小学校の再整備等地域拠点施設整備プロジェクトチームにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、制定の日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。